

各 位

JXTGエネルギー株式会社

「ENEOSでんき約款」改定のお知らせ（2020年4月1日実施）

- 延滞利息に係る計算方法の変更および民法改正等にもない、「ENEOSでんき約款」および「選択約款」を改定いたします。
- この改定にともなう電気料金単価の変更等はありません。また、お客さまのお手続きは不要です。
- なお、改定日（実施日）は、2020年4月1日といたします。

【新旧対照表】

現 約 款	新 約 款
<p>2 約 款 の 変 更</p> <p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、この約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のENEOSでんき約款によります。</p>	<p>2 約 款 の 変 更</p> <p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、<u>民法第548条の4にもとづき</u>、この約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のENEOSでんき約款によります。</p>
<p>3 定 義</p>	<p>3 定 義</p> <p>(21) <u>供給地点特定番号</u> 電気の小売供給を受ける者の需要場所を特定することができる番号をいいます。</p> <p>(22) <u>スイッチング</u> 同一需要場所において電気の使用を継続される状態で、お客さまが電気の小売供給を受ける小売電気事業者を他の小売電気事業者に切り替えることをいいます。</p> <p>(23) <u>再 点</u> お客さまが当社との需給契約を新たに締結することにもない、需要場所において停止中であつた電気の小売供給を再開することをいいます。</p> <p>(24) <u>負 荷 率</u> 次の算式により算定された値（パーセント）をいいます。</p> $\text{負 荷 率} = \frac{\text{使用電力量}}{\text{契約電力} \times 24 \times \text{料金算定期間の日数}} \times 100$ <p>(25) <u>供給条件の説明</u> 電気事業法第2条の13第1項にもとづく小売電気事業者または媒介者等による供給条件の説明をいいます。</p>

現 約 款	新 約 款
<p>7 需給契約の成立および契約期間</p> <p>10 供給の開始</p> <p>(2) <u>お客さまが他の小売電気事業者との需給契約を廃止し、当社との需給契約に変更される</u>場合の需給開始日は、当社がお客さまから申込みをいただいたのち、原則として託送約款等にもとづく手続きその他必要な手続き後に到来する検針日または計量日といたします。</p> <p>X ●●プラン</p> <p>(3) 契約電流</p> <p>イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>ただし、<u>他の小売電気事業者から当社へ需給契約を切り替える</u>場合は、他の小売電気事業者との<u>需給契約終了時点</u>の契約電流を引き継ぐものといたします。</p> <p>(4) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、<u>別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたもの</u>といたします。</p> <p>20 料金の算定期間</p> <p>(1) <u>記録型計量器で計量するときの料金の算定期間は、前月の計量日（当該一般送配電事業者があらかじめ定めた日であり、かつ、記録型計量器に記録される日をいいます。）から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）</u>といたします。ただし、<u>電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間</u></p>	<p>(26) <u>計量期間等</u> <u>託送約款等に定める計量期間または検針期間をいいます。</u></p> <p>7 需給契約の成立および契約期間</p> <p>(3) <u>需給契約を変更する場合の契約期間の終期は、(2)にかかわらず従前の契約期間の終期といたします。</u></p> <p>10 供給の開始</p> <p>(2) <u>スイッチング</u>の場合の需給開始日は、当社がお客さまから申込みをいただいたのち、原則として託送約款等にもとづく手続きその他必要な手続き後に到来する検針日または計量日といたします。</p> <p>(3) <u>再点の場合の需給開始日は、原則として、お客さまが電気の使用を開始した日といたします。</u></p> <p>X ●●プラン</p> <p>(3) 契約電流</p> <p>イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>ただし、<u>スイッチング</u>の場合は、<u>スイッチング前</u>の他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流を引き継ぐものとし、<u>再点の場合は、原則としてお客さまが電気の使用を再開される前の需要場所における契約電流を引き継ぐもの</u>といたします。</p> <p>(4) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し<u>引き、または加えたもの</u>といたします。</p> <p>20 料金の算定期間</p> <p><u>料金の算定期間は、原則として計量期間等といたします。</u></p>

現 約 款

または直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。

(2) 記録型計量器以外の計量器で計量するときの料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。なお、料金の算定期間の始期以降当該料金の算定期間の終期までの間に記録型計量器による計量が可能となった場合は、当該料金の算定期間の翌月の料金の算定期間は、当月の検針日から翌月の計量日の前日までの期間とし、当該料金の算定期間の翌々月以降の料金の算定期間は、(1)によるものといたします。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から終了日の前日までの期間（ただし、需給契約を終了させる場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から終了日までの期間といたします。）といたします。

21 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、原則として当該一般送配電事業者が取り付ける記録型計量器の読みによるものとし、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量をもって 30 分ごとの使用電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が終了する場合で、特別の事情があるときは、終了日の前日を含む計量期間等の始期から終了日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
- (2) 次の場合には、当社は託送約款等にもとづき、当該一般送配電事業者と当社との協議をふまえ、お客さまと当社または当該一般送配電事業者との協議によって使用電力量を定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量といたします。

22 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が終了した場合
 - ハ 20（料金の算定期間）の計量期間または検針期間の日数が 36 日以上、または 24 日以下のとき。

26 延滞利息

- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

新 約 款

21 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約を終了する場合は、当該一般送配電事業者が計量した当該月の接続供給電力量を合計した値といたします。）において合計した値といたします。
- (2) 次の場合には、当社は託送約款等にもとづき、当該一般送配電事業者と当社との協議をふまえ、お客さまと当社または当該一般送配電事業者との協議によって使用電力量を定めます （ただし、当該一般送配電事業者が直接お客さまと協議する場合には、お客さまと当該一般送配電事業者との協議により定めた値を、計量された使用電力量といたします。）。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量といたします。

22 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- イ 電気の供給を開始 （スイッチングした初月を含みます。）し、再点し、もしくは停止し、または需給契約が終了した場合
 - ハ 20（料金の算定期間）の計量期間等の日数が 36 日以上、または 24 日以下のとき。

26 延滞利息

- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に、年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

現 約 款	新 約 款
<p>27 適正契約の保持</p> <p>(2) お客様がX (●●動力プラン) (3)ロによって契約電力を定めている場合で、次のいずれかに該当するときは、すみやかに契約電力の値を適正なものに変更いただくか、またはX (●●動力プラン) (3)イによって契約電力を定めていただきます。</p> <p>イ 最大需要電力（託送約款等に定める接続供給電力（供給地点において、当該一般送配電事業者が当社に供給する接続供給に係る電気の電力をいいます。）の最大値をいいます。）がその契約電力を超過したとき</p> <p>ロ 契約電力の算出の基準とした負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用されたとき</p> <p>41 解 約 等</p> <p>(2) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。</p> <p>なお、この場合には、原則として解約の15日前までに書面にてお知らせいたします。</p> <p>イ お客様が料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合</p> <p>ロ お客様が他の需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合</p> <p>ハ この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金相当額その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合</p> <p>ニ <u>その他</u>お客様がこの約款に違反した場合</p>	<p><u>なお、延滞利息および消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</u></p> <p>27 適正契約の保持</p> <p>(2) お客様がX (●●動力プラン) (3)ロによって契約電力を定めている場合で、次のいずれかに該当するときは、すみやかに契約電力の値を適正なものに変更いただくか、またはX (●●動力プラン) (3)イによって契約電力を定めていただきます。</p> <p>イ 最大需要電力（託送約款等に定める接続供給電力（供給地点において、当該一般送配電事業者が当社に供給する接続供給に係る電気の電力をいいます。）の最大値をいいます。）がその契約電力を超過したとき</p> <p>ロ 契約電力の算出の基準とした負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用されたとき</p> <p><u>ハ 負荷率が100パーセントをこえたとき</u></p> <p>41 解 約 等</p> <p>(2) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。</p> <p>なお、この場合には、原則として解約の15日前までに書面にてお知らせいたします。</p> <p>イ お客様が料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合</p> <p>ロ お客様が他の需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合</p> <p>ハ この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金相当額その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合</p> <p>ニ お客様がこの約款に違反した場合</p> <p><u>ホ 当社所定の審査にもとづき当社の裁量において、やむをえず需給契約を終了する場合</u></p>

以 上